

○阪南市立住民センター条例施行規則

昭和56年4月14日

規則第4号

注 平成22年6月29日規則第28号から条文注記入る。

改正 平成11年3月31日規則第23号

平成15年9月1日規則第26号

平成17年3月31日規則第11号

平成18年3月6日規則第4号

平成22年6月29日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、阪南市立住民センター条例（昭和47年阪南町条例第66号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 条例第3条第1項第1号に掲げる場合は、地区住民自治組織が総会、役員会その他の会議に使用する場合とする。

2 条例第3条第1項第2号に掲げる場合は、社会教育関係団体、社会福祉団体その他の団体のうち、市長があらかじめ住民センターの使用を認めた団体が総会、役員会その他の会議に使用する場合及び住民相談に使用する場合とする。

3 条例第3条第1項第3号に掲げる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 交通安全活動又は防犯活動で使用する場合
- (2) 地域の美化活動で使用する場合
- (3) 地域の文庫活動による図書の貸出しで使用する場合
- (4) 祭礼関係で使用する場合（9月又は10月に使用する場合に限る。）

4 条例第3条第2項の規定による使用許可は、同条第1項の規定による使用に支障のない限りにおいて許可する。ただし、次に掲げる場合については、使用を許可しない。

- (1) 専ら営利を目的として使用するとき。

- (2) 各種教室、講座等において授業料を徴収して使用するとき。
- (3) 体育実技又はそれを伴う講習会等を行うとき。
- (4) 危険物、爆発物、火気等を使用するとき。
- (5) 長期的かつ独占的に使用するとき。
- (6) 特定の宗派、教派又は教団を支援するため使用するとき。
- (7) その他市長が不相当と認めるとき。

(平 2 2 規則 2 8 ・ 一部改正)

(使用許可)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項の規定により住民センターを使用しようとする者は、あらかじめ使用許可申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。その内容を変更するときもまた同様とする。

- 2 市長は、前項に規定する申請により住民センターの使用を許可したときは、使用許可書(様式第 2 号)を交付する。

(平 2 2 規則 2 8 ・ 一部改正)

(使用料の免除)

第 4 条 条例第 7 条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ使用料免除申請書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の使用料の免除を決定したときは、前条第 2 項の使用許可書にその旨を記載し交付する。

(平 2 2 規則 2 8 ・ 一部改正)

(指定管理者による管理)

第 4 条の 2 条例第 1 0 条第 1 項の規定により、住民センターの管理を指定管理者に行わせるときは、第 2 条第 4 項第 7 号及び前条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 2 指定管理者は、前項の規定により住民センターの管理を行うときは、市長の承認を得て、様式第 1 号及び様式第 2 号中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(平 2 2 規則 2 8 ・ 追加)

(指定管理者の指定)

第5条 条例第11条第2項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（様式第4号）とする。

2 条例第11条第1項の規定による指定を通知するときは、阪南市立住民センター指定管理者指定通知書（様式第5号）によるものとする。

（平22規則28・全改）

（指定管理者の指定等の告示）

第6条 市長は、指定管理者を条例第11条第1項の規定により指定したとき、又は条例第13条第1項の規定によりその指定を取り消したとき、若しくは管理の業務の全部若しくは一部を停止したときは、その旨を告示するものとする。

（平22規則28・一部改正）

（指定管理者の指定期間）

第7条 指定期間は、5年を限度とする。ただし、条例第13条第1項の規定に該当するときは、この限りでない。

（協定事項）

第8条 条例第11条第3項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者に行わせる管理業務の範囲
- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 使用料の徴収収納の委託に関する事項
- (4) 指定期間に関する事項
- (5) 市が支払うべき費用に関する事項
- (6) 禁止行為に関する事項
- (7) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- (8) 疑義等が生じた場合の決定に関する事項
- (9) 業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（平22規則28・一部改正）

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平 2 2 規則 2 8 ・ 追加)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 1 年 3 月 3 1 日規則第 2 3 号)

この規則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 5 年 9 月 1 日規則第 2 6 号)

この規則は、平成 1 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 3 月 3 1 日規則第 1 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 8 年 3 月 6 日規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年 6 月 2 9 日規則第 2 8 号)

この規則は、平成 2 2 年 7 月 1 日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

阪南市立住民センター使用許可申請書

年 月 日

阪南市長 様

住 所  
申請者 氏 名



下記のとおり阪南市立住民センターを使用したいので申請します。

使用センター名	住民センター		
使用室名		使用予定人員	人
使用日時	年 月 日午前(後) 時 分から 年 月 日午前(後) 時 分まで		
使用の目的及び方法			
冷暖房設備の使用	有・無	午前(後) 時 分から 午前(後) 時 分まで	
特別設備の有無			
その他必要事項			

様式第2号(第3条関係)

住民センター使用許可書			
年 月 日			
様			
阪南市長			<input type="checkbox"/> 印
下記のとおり許可します。			
使用センター名	住民センター		
使用室名	使用予定人員	人	
使用日時	年 月 日午前(後) 時 分から 年 月 日午前(後) 時 分まで		
使用の目的及び方法			
冷暖房設備の使用	有・無	午前(後) 時 分から 午前(後) 時 分まで	
使用料			
備考	緊急やむを得ない事情により使用を取消す場合がある。		

様式第3号(第4条関係)

阪南市立住民センター使用料免除申請書

免除を必要とする理由	
<p>上記のとおり免除されたく申請いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 職業又は団体名 氏 名 <span style="float: right;">(印)</span></p> <p>阪南市長 様</p>	

様式第4号(第5条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

阪南市長 様

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

阪南市立住民センター条例第11条の規定により下記のとおり住民センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

なお、複数の団体が指定を受ける場合は、下記の構成団体になります。

記

- 1 名 称
- 2 位 置
- 3 構成団体
- 4 業務内容



様式第5号(第5条関係)

阪南市立住民センター指定管理者指定通知書

年 月 日

所在地

名 称

代表者 様

阪南市長 印

年 月 日付け阪南市立住民センター指定管理者指定申請について、阪南市立住民センター条例第11条第1項の規定により指定することを通知します。

指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

詳細については、協議の上、別に定めるものとする。

様式第1号（第3条関係）

（平22規則28・一部改正）

様式第2号（第3条関係）

（平22規則28・一部改正）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第5条関係）

（平22規則28・追加）